

一款項をあさゝるべうらす唯た其總額と定期間各年度が分割支出すべき額とを一時
ふ豫定するのみ去れば割付けたる毎年の定額をば議會妄に之を改むる能ひず政府妄
に之を超ゆべからず而して其縁越使用よ關してハ會計法第七章第二十二條より左の規
程あり

數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造及其他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メ
タルモノハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ竣功年度マテ遞次縁越使用スルコトヲ得

凡そ數年よ涉りて成成功すへき事業を興す等特別の必要ある時は
政府は豫め年限を定め其年間繼續支出すへきものとして初期の
議會に向ひ其全額よ付き同意承諾を求むるとを得

**第六十九條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外
ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ**

本條ハ豫算の不足を補充する財源を規定したるものあり

豫算の本質たる款項を分ち明細を期するものあれバ實際の施用に於て過剰を生ずる
とい少くして不足ハ生ト易きものたるのみあらず變化百出端倪すべからざる人事を
一々豫想して其款項を立てんあぞハ到底鬼の笑草たるべしされハとて計算を立つる
の初めより根據なきの想像を以て曖昧たる幾許の裕餘を各項目ふ存すべきにあらず
れは其不足を補ひ豫想外の事變に應する費額なかるべうらす是れ豫備費を設くるの
必要ある所以あり

然れども豫備費とて歳入の消長稅源の潤溢を問はず想豫を以て漫々定むべきものに
非す豫備費ハ政府が事務を行ひ事業を舉くるに超過すべうらざる第二の區域あれバ
第一の區域たる一般の豫算と同しく議會の協賛を求め年々之を議定せざるへからず
本條ハ「設ク」とい決して國庫中に分置するの謂に非す豫算總表の一部として之を設
くべき次第あるべし本條の文中「豫算ノ不足」又ハ「豫算ノ外」といふが如き語あるを
以て之ハ豫算の定式外に置き議會の協賛と待たずして之を定むるものありと思ふ

憲法の精神を誤解せるものにて第六十四條及び第七十條の意義を推考するときハ本條に豫算とあるハ欵項を分けて明細に立てたる部分を指すものなると了すべし
本條ふ豫備費を設くる目的として掲げ從て豫備費使用の正路と認めたるもの二種あり一ハ、豫算の不足を補ふ二ハ、豫算の外より生じたる費用も充つるとなり

豫算の不足とハ豫算中より設けたる欵項あぐら時情已むを得ず其事業と擴張し若くハ其事ふ要する物價賃銀の騰貴により之より充てたる費額より引足らざる時をいひ豫算の外より生じたる費用とハ曾て設けざる欵項例へバ政府不時の失策により賠償の義務を生じたる時の如し

又天災地妖にて歳出の不足を生じ又ハ一般物價の騰貴よりして國庫の缺乏を告くるとあるへし此場合より各種の項目齊しく不足を告くると亦之なしとせず而して是れ固より第一の場合も包含すべきものなり

會計法ハ之より關して第一第二豫備金の區別を立て以て本條と相照應せしめたり第六十四條の下より摘錄する所に就き着るへし

さて本條と第六十四條とを參看されハ斯の如き二種の不足を補充するハ其限度たる最多額のみ事前協賛を以て定め其細目の使用ハ事後承諾に付したものと知るへし而して此最多額も亦固より必ずしも凡百の異變に應する能ハされハ必ず之より超過する必要に迫るへし其場合より如何か之を處置する且つ次條の義解を讀め

豫算の欵項に定めたる費額より遁るへりらざる不足を生じたる時又は豫算に欵項を設けざる不時の費途を生じ之がため必要な支出をあさゝるへりらざる時より備ふるため豫備費の科目を設くへし

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條ハ第八條よ於ける立法上緊急處分に對して財政上の緊急處分を示したるものあり

帝國議會の性質たる事變に應ト時機を失ひざる敏活の處分をなすゝ甚だ適せざるハ第八條以下屢々之を論せり則ち財政如何よ議會の協賛を要ると切ありとて亦決して緊急に應するの變則を設けるべうらず他あし議會の協賛を要するハ公共の安寧を保持するか爲として公共の安寧ハ其目的たり議會の協賛ハ特よ其方便たるに過ぎざればなり然れども帝國議會の立法に於けるハ必ず天皇の裁可を待ち其財政よ於けるハ其協賛實に終局の決定をあすものなり則ち緊急處分をなすゝ於ても之を法律よ比して多少の較量あかるへからざるあり

法律よ於てハ帝國議會閉會の場合よ天皇直ちよ法律よ代るヘキ勅令を發するモ第八

條の明言せる所あれども財政よ於ける本條の規程ハ大よ之ふ異あり内外の情形によリ帝國議會を召集する能ひさる時ふ限り緊急處分を許すとなれハ苟も召集をなし得るに於てハ閉會中と雖も必ず臨時會を開きさるへうらず或ハ内難外寇の爲よ内地の道路梗塞したるゝ或ハ議院解散して新規の選舉未だ了らざるに方り急變を生する等召集をあすと能ひざる時にあらされハ決して勅令を以て處分をなすと能ひざるや明あり

夫れ政府が行政職權を以て專行するとを得べきものハ固より別ふ規定を待たざるべし則ち本條に所謂財政上必要の處分とハ憲法に於て帝國議會の協賛を要すと定めたるものよ限るや明あり今之を指數する時の第六十二條よ於ける國債を興し及び國庫の負擔とするべき契約をあすと第六十四條よ於ける歲出入豫算を定むると等あして本條ハ緊急の要用ある場合よ内外の形勢切迫のため帝國議會を召集する能はざる時ふハ協賛ハ待たず勅令を以て之を執行するの大權を定めたるあり

茲に解釋を要するハ第六十二條よりける新に租稅を課し及び稅率を變更するの法律を定むるも亦此處分中ふに入るや否やの問題あり文義上より考ふる時の法律ハ尋常財政上處分といふ語中に含まれざるダ如し果して然らんにハ第八條の規程に従ひ議會閉會の場合にハ臨時會を待たずして勅令を以て直々新課改率をあすとを得べし然れども論理上より特ふ會計の章を分ち其行政權に屬する國債契約等までも必ず議會の協賛と要すると租稅に關する法律の規程を會計本章の第一に置きたると等を考ふるところハ憲法の精神決して租稅法を輕するに非ざると歷々として徵モヘシ乃ち解者の私見を以てすれば本條ハ第八條に對する一個の例外を存するものよして法律の中財政處分又關するものハ帝國議會閉會中ありとて直ちに勅令を以て更改すべからず必ず臨時會を開くを要し時情切迫して召集する能ひざる場合ふ限り始めて勅令の處分ふ依るを得るとしたるものと信す

又此の如き處分をあすに必要なる條件ハ公共の安全を保持する爲に緊急の需要あると帝國議會を召集すると能ひざるとの二者なり而して二者の認定ハ固より政府の爲す所あり

抑も第六十四條より豫算外支出の規程あり前條又豫備費の設置を定む本條に所謂緊急需用とい豫備費を以て支辨すると能ひざる場合をいふと勿論あり

財政の處分に事前協賛を得ると能ひざるものハ事後承諾を求めざるべからざると亦猶法律に代る勅令の場合よ同じ是よ於てか本條第二項の規定あり而して憲法已ム緊急處分を認めて天皇の大權ふ屬する上の其施用ハ固より適法の所爲たり乃ち承諾の効果ハ決して既往に溯りて既定の適法處分を廢する能ハズ已ム其處分の全く完結したもののは勿論未だ完結せざるも民法上已に政府の義務と生したる場合の如き亦之を追改すべからず從て政府ハ議院の承諾せざると口實として之を遁るゝと能ひざる勿論あり唯た其中途にして廢するも法律上政府の義務を欠かさる事項ふ限りてハ將來ム繼續すると能ひざる勿論あるべし第八條の如く効力を將來ム失ふとを公布する

の明文を著けざるハ其法律に非ざるを以てのみ

社會ハ公衆の安全を保持せんため緊急の要用あるに際し内外の時
情切迫して政府ハ帝國議會を召集するを能はざるを有るヘシ斯
る場合には勅令に依り協賛を待つとして財政上必要的處分をあ
すを得ヘシ然れども斯くあしたる時も次に會期に其處分を帝國
議會に提出し其追認を求めざるへからず

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラ

サルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

本條ハ議會故障の場合又於ける政府の豫算權を規定したものあり

國家の生存一日も欠くへらざる費用あり而して國家の費用ハ其歲出歲入共に
豫算を以て帝國議會の協賛を經而して後徵收支出をあすヘキ第六十四條の明定す
る所なり然れども議會より會期ふ限あるのみあらず又解散ふ達ふの場合あしとせぬ

れハ協賛を得んと欲乞て得る能ひあると固より之ふらん此時に當り緊急の需用あり
て片時を緩くすへらざるふ於てハ前條より勅令を以て之か處分をあすヘシと雖
も其經常の歲費に差支ふるふ於てハ必ず一箇の準度を立て以て一年の計とあさゝる
へうらす此時に於ける政府の處分を規定するハ即ち本條の旨趣あり

本條ハ「豫算ヲ議定セス」及び「豫算成立ニ至ラサル」の區別を立てたるハ文義上甚た
解釋よ苦む何とあれハ議定せられハ成立よ至らざると勿論にして成立よ至らすと
ヘリ議定せざると亦勿論あれハあり然れども伊藤伯ハ其義解よ於て左の釋義を下し
たり

議會自ラ議定ノ結局ヲ爲サヌシテ閉會ニ至ルトキハ之ヲ豫算ヲ議定セストス兩議
院ノニ於テ豫算ヲ廢棄シタルトキハ之ヲ豫算成立ニ至ラストス其ノ他議會未タ
豫算ヲ議定セスシテ停會又ハ解散ヲ命セラレタルトキハ其再ヒ開會スルノ日ニ至
ルマテ亦豫算成立セサルノ場合トス

假より議定せず及ひ成立より至らその解へ右の如く分つ先可あり又同一の事實をへ其進み行く段階に付き區別を又へ其原因結果を分ら若くへ表裡兩面よりしていひたるのみとするも可なり憲法へ兎よ角二者ふ處して國家の生存を持続するよ同一の救濟を與へたれへ強て別義を疑似の文字又求むるの要あらるへし解者へ唯た帝國議會召集開會の上にて豫算の成らざりし場合と解せん

さて一般より立戻りていへ此場合に於ける救濟法に二種あり一へ原案の執行二へ前年度の議案執行是れあり我國法に於て府縣會規則へ一の主義を探り憲法へ二の主義を取りたり

蓋し重要な財政ふ帝國議會の協賛を要する我憲法の精神を推す時の單に政府の提議よ係る原案と其儘よ執行せんこと甚だ不可あり况や豫算の成らざる如き場合へ必ず議會が政府を信任せざるの時よ多きよ於てをや此時に方り豫算を否決し若くへ之を議決せずして政府をして其職務を行ふと能ハざらしむる議會の妄濫も亦防遏せざる

べからず去れば財政協賛の主義に基き其前年度よ於て議會が議決したる成案を取り之を今年の豫算とあすゝ頗る穩當といふべし其特ふ前年を取るへ形勢事情に變化少うるべきを以てあり

歐米の各國にてハ斯場合よ於ける規定の明文を存めるもの甚だ少く爲ふ紛擾を來しては事後よ至り彼補償法案により不法の非常處分を適法のものとするを例とせり即ち前ふ擧げたる千八百六十二年に於ける英國衆議院う陸軍費を否決したる時宰王か貴族院の議のみを取りて原案を施行したるが如き千八百七十七年北米合衆國々會が兵士に支給する金額を議決せざりしため大統領ハース氏は給與上非常の困難を感じたるが如き比々として皆然り今我憲法へ始めより之よ處する所以を定め政府をして始めより適法の處分をあすとを得しめたり是れ天皇を戴く我政府の組織上及び國体上實ふ當然といふへし

斯より本條の豫算ハ總豫算の謂あるう將た一歎一項の豫算をもいふの問題起るへ

し文義を以て之を考ふれハ豫算全体をいふう如し蓋し其一款一項にても未定ある時
ハ其加損存廢より總体の變動を生すへく一部分のみ原案を執行し他の部分ハ前年
の豫算より依らんとテ竹を以て木ふ接するり如く決して完全の豫算をあすを得ヘカラ
されハあり然らハ一款一項ハ第六十七條ふ背うざる限り之を廢するも可なり政府ハ
之う爲よ豫算成立せずとし前年の原案を執行する能ハス又議會も豫算の全部を議決
せざる上ハ其已よ議了したる部分のみに執行の効力を得しむる能トズ且我憲法ハ豫
算を以て法律とあさす又憲法法律の必要に生する政費の減廢を議會に一任せざる
故に陸海軍費の全項を削除せられて國家生存の基礎を失ふう如きとある趣からず從
て一款一項に關する豫算不成立の場合よ對し處分の法を設くるの事あきなり

又本條の場合ハ主として議會の怠慢又は妄濫よ起ると多うるへきのみあらす之を救
濟する代案ハ年度こそ變れ均しく議會の協賛を経たるものなれハ決して豫備費の補
充又は緊急費用の徵收の如く事後の承諾を要せざるあり

右ふ述ふる所を以て考ふれハ本條ハ第一、國家の存立政治の繼續を擔保し、第二、
議會の決議あきに乘する行政府の妄濫を防遏し、第三、に議會ヲ因循に流れ又ハ輕躁よ趨
るふ於てハ其開議をして無効あらしむることを以て間接か議會の勉勵と思慮とを誘啓
するものあり

帝國議會よ於て豫算の議定を怠り閉會に及び又ハ之を否決した
るため豫算成立^ハ及ざる時の政府は其前年度の豫算を施行し之を
以て政務の準度となすヘー

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計檢査院之ヲ檢査確定シ
政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計檢査院組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條ハ會計の決算及び其檢査監督を規定したるものあり
○夫れ國家の歲出入の豫算を以て帝國議會の協賛を経るを要と雖も會計官の職務ハ

豫算の外に逸せざるのみを以て足れりとせと節約經濟を以て國家の失費をして常よ最大の報償あらしめざるへからず濫用營私以て巧よ奸を豫算中よ濟すり如きは是れ特に德義を以て責むべきのみあらず亦實に瀆職を以て咎めざるへからず是れ決算を明ふするの必要ある理由の一あり

豫算の心證を以て想定したるものゝ過ぎざれば國家資源の實況或は之ふ背馳し國家費用の實算或は之と齟齬すると必然之あるへ立され決算を立て、其豫算との比較を取り其増減の源由を審にするは國家の經濟を謀るよ於て大に便益あり狭く其利益をいふも其必ず次年の豫算を製するに必要の参考であるべきと疑ふべうらず是れ決算を明よそるの必要ある理由の二なり

會計職司の責任を明よすると國家歲計の實況を知るとの二事の實に國家の經理に欠くべうらざるものあるか故よ之を明にし之を審にするに必ず検査を行ふの官司あかるべうらや監督と行ふの府なかるべうらず而して立憲國財政の公明を擔保するふ要するに機關の會計検査院及び議會の二者あり

會計検査院の職掌の官金の收支官有物及國債に關る計算を検査確定して會計と監督するふ在り一方に於ての國庫の總決算及各省の決算報告と各廳出納主任官の提出する證書とを對比し其彼此互々相合ふや否やを審査し又一方に於ての各廳支拂命令官の命令果して法律豫算又は其他の勅令不違はざりしや否やを吟味し或は推問して答辨を求め或は實地検査をあし以て國庫決算の確定、各廳長官及び會計官の責任を明ふするものたり而して検査院の審判の加ふるふ制裁を以てし大抵自ら之を行はずと雖も或は之を司法衙に移し或は之と本官廳に移し以て處分を請求するものたり則ち會計検査院の職務の會計と係る一種の行政裁判として其尋常の行政裁判と異なるは被害者官廳たり義務者其官廳の會計官たるの差違あり又訴訟を待たず職權より之と審理判決するの異同あるのみ之を裁判といふも或は妥當あらず之を監督といはゞ甚

だ穩あらん

四百八

國會の財政監督の豫算其他起債結約に協賛する事前協賛あり又豫算外の支出及緊急處分ふ對する事後承諾あり而して本條ふ於ける決算検閱實に其終局たり政府の會計検査院の検査を経たる後必ず之を帝國議會に提出すべきものあり然れども帝國議會の政府の決算と検査院の報告とを檢閱するに過ぎず決して之に認可を與ふるの職權あらず是れ政費の支拂の必ず豫算内に於てすべく已むを得ずして其外に逸出したるときり次會の會期又必ず其承諾を求めざるへからざるか故又總決算に於て改めて議會の承諾を要する筈なし唯た政府の愈よ此の如くよりして示し議會は之を頷くまであり然れども其政治上間接の結果勢力の亦頗る大あるものより政府の唯た之を提出するの義務あるのみあれども此提出の一事、實は政府に對する議會の鼻息を試る毛のたり敢て重複の承諾を要せざるも亦自ら法律以外の効力あるへし
右の二種を以て會計監督の機關充備するものとす乃ち本條によれば國家歳出歳入の

決算の會計検査院之を検査して愈よ錯誤あるものと確定し政府は同院の検査報告と俱に右の決算を議會に提出し提出を以て政府會計の職務を終るなり之に關する細則は會計法及び會計規則第五章の規定する所ふして會計法の條項左の如し

第十六條　會計検査院、検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決算へ總豫算ト同一ノ様式ヲ用ヰ左ノ事項、計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定濟歳入額

歳出濟歳入額

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令濟歳出額

翌年度操越額

第十七條　前條ノ總決算ニハ會計検査院、検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スベシ

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計決算書

又現行會計検査院法によれば其検査を要する事項及び報告書を作るの要項左の如し

第十三條 會計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ

一 總決算

二 各官廳及官立諸營造ノ收支及官有物ニ關ル決算

三 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公立私立諸營造ノ收支ニ關ル

決算

四 法律勅令ニ依リ特ニ會計検査院ノ検査ニ屬セラレタル決算

第十四條 會計検査院ハ憲法第七十二條ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ

諸項ニ付報告書ヲ作ルヘシ

一 總決算及各決算報告書ノ金額ト各出納官吏ノ提出シタル計算書ノ金額ト符
合スルヤ否ヤ

二 歳入ノ賦課徵收歳出ノ使用官有物ノ得有沽賣讓與及利用ハ各々其豫算ノ規
程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ

又會計規則第五章第一款第五十一條にハ左の規定あり

三 豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ

歲入歳出總決算ハ總豫算ト同一ノ區分ニ據リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ

さて右の提出をあす時期ハ憲法會計法より文あしと雖も會計法第一章第二項よ「會
計年度所屬ノ歲入歳出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年度十一月卅一日マテニ悉皆完結スヘ
シ」とわり又會計規則第五章第五十一條にハ「各省大臣ハ翌年度十二月三十一日マテ
ニ各省豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ據リ其省所管ニ屬スル經費ノ決算報告ヲ調製
シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ」とあるに依りて考ふれば大藏大臣總決算の調製及び

會計検査院の検査又費と時日如何より早きハ次年度遲きハ又其次の年度に於ける帝國議會より提出するを得べきあり。

さて會計検査院の職務ハ右の如く重大なるものあれば之をして十分其効力を擧げしめんとせり決して行政の部内に置くべらるゝ會計の委託ふ涉るを檢視するの官司ふして現ニ會計を行ふ政府の左右する所とあらんわい其公明の審判をあして財政の整理を補ふの用安より在る去れば會計検査院の組織及び職權ハ之を勅令の規定又任せす必ず法律より之を定め以て行政權の干犯を遏止せざるべらざるあり是れ本條第二項の規定ある所以あり。

已ニ法律の定むる所たり議會の議又して勅裁を得る以上ハ如何ある風ニも組織職權を定むべしと雖も現行法ハ我會計検査官を英國の如く下院の請願により免黜を行ひ白耳義の如く衆議院をして選任せしむる等立法部監督の下に置くことせず天皇陛下に直隸して議會政府と同列に立つ官司とあしたり左の條々を參看せよ。

第一條 會計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有ス

第六條 會計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命セラル、コトナシ

會計検査官ニ關ル懲戒ノ條規ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第八條 會計検査官ハ他ノ官職ヲ兼子及帝國議會又ハ地方議會ノ議員トナルコトヲ得ス

第廿一條 會計検査院ノ判決ニ據リ辨償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減免スルコトヲ得ス

又茲ニ組織職權といふ其検査章程の細目ハ必ずしも法律を以て定むるに及ばざること知るへし是れ其末章に左の一條ある所以あり。

會計検査院ノ事務章程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國家の歳出歳入の決算は會計検査院に付して之を検査し確定せしめ而して後同院の検査報告を併せて政府へ之を帝國議會に提出すべし

會計検査院の官制及び職權は法律を以て之を規定すべし

以上ふ述ぶる所を以て第六章の義解を終へぬ今之を概括されり

第一 會計に關する立法又付きてハ

甲 其法系稅種稅率共憲法實施以前の法令と聯屬して變更あり

乙 稅種の新設、稅率の更定ハ必ず法律に由る

丙 會計検査院の組織職制ハ法律之を定む

第二 會計に關する行政又付きてハ

甲 専ら帝國議會の協賛を待つもの

一 每年歳出入の豫算

二 國債を起す

三 豫算外として國庫の負擔を生ずべき契約

四 皇室經費將來の増額

乙 特々政府の専掌に任せたるもの

一 報償に屬する行政上の手數料

二 皇室經費恒久定額

丙 帝國議會が政府の同意なくして削減廢除するを得ざるもの

一 憲法上の大權に基く既定の歳出

二 法律の結果より政府の義務に屬する歳出

三 法律上政府の義務に屬する歳出

丁 豫算に關する規程

一 提議の衆議院を先にすると

ニ 豊算超過に備へんため豫備費を設くると

三 特別の需要により繼續費として豫定すると

第三 政府帝國議會の職掌を行ふ場合

甲 帝國議會を召集する能ひある時に處する財政上の緊急處分

乙 帝國議會豫算を議定せず若くい豫算成立より至らざる時前年度の豫算施行

第四 會計監督の目的を以て帝國議會の事後承諾を要するもの

甲 豊備費の支出

乙 財政上緊急の處分

丙 歳出入決算

第五 會計検査院の監督

歳出入決算の検査確定

之を要するに會計に付きてハ立法の外直接よ行政に參決し又之を監督するの權を帝

國議會に與へ此權の施用ハ固より憲法々律を破ると能はずと雖も又決して天皇權行政權の干涉を受けず其協賛したる所ハ彼の第二項中丙に屬する三種の歳出を除くの外ハ別々裁可を待たずして之を行ふを得べし乃ち緊急處分と豫算の全案を廢棄したる場合等を除きてハ會計の監督全く帝國議會より属すといふへし唯だ立法會計に於ける緊急處分の第八條によるべきか將だ本章第七十條に依るべきを明にすると能ひざるを憾むのみ

第七章 補則

前六章を以て我國家を組織する原力機關及び其作用官能ふ關する大体の規程を悉しあり然れど此國家基本法か他の法律に對する關係及び將來之を更改する方法よ付きてハ別々規程あかるへからず是れ本章を設くる所以なり之と補則といふハ直接に國家の組織ふ關する原則を與ふるもの非すして此原則に關する規程なれりあり

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅

命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ
非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ
得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

本條ハ憲法改正の方法手續を規定したるものあり

法ハ時勢より改まるべし國家の組織に關する大本法も亦決して變更の必要あると
いふべからず内國文明の發達により外國形勢の變遷より憲法も亦改正を必要とする
の時期に際會すべし現ふ此成文憲法を發布して帝國議會の新機關を創置し玉へる
が如き國体の基礎を變するものには非されども實ふ獨裁政治を變して立憲政治とあ
したるものあり憲法の意義を廣くしていふ時代是れ實に我憲法的一大改正なり斯の
如き改正ハ將來再びするとあらずとするも亦決して一條一款の變更を要するとあし
とせざるべし是れ宏謨遠猷以て改正又關する條章を設けられたる所以あるべし

我憲法ハ其効力に於て法律と異なるにあらずと雖も其位置ハ諸法律の上に立ち諸法
律の原則を與へ諸法律の之と抵觸する能ひあるハ猶行政命令の法律と矛盾する能ひ
あることのあるものなり去れハ其改正の手續も於ても特に之を鄭重にしたり是れ
法律上憲法を以て諸法律の基本たり原則たるものとすると同時に政治上の理由に於
て之をして屢々變更せらしめんとを期すれりなり今其尋常法律の改正手續に異ある点を舉くれハ左の三項あり

第一法律案提議の權ハ政府両議院と均しく之を有すると第三十八條の定むる所あり
而して憲法ハ之と天皇の大權に存留したり是れ政理上國家の基本に關する大法を政
黨其他變動し易き原素と直接の關係あるものと任すべからざるを以てあり

本條特に勅命と以てといふ其起案或ハ内閣大臣の執奏より或は樞密顧問の獻替に
より或ハ貴族院若くは衆議院の上奏による場合ふ於ても一旦必ず勅裁を経て而して
後提議せらるべきの意明瞭あり乃ち諸法律の成案を待ちて始めて裁可を仰ぐものな

れども憲法ふ限りて、之を議案とするにも裁可を要し其草案の未だ議事又付せざるの前より裁可を仰ぐの要あるあり且し此裁可は改正の必要を認めらるゝ止まり草案たるの効力を與ふるに過ぎざるものあり。

之を帝國議會に附せらるゝ是れ此憲法の一精神あるべく將來の天皇にして若し隨意ふ憲法の變更を行はせらるゝ於て折角立憲政体を立てられたる聖意も貫徹するふ由あく一朝にして乍ち獨裁の昔ふ返らんと掌を返すゝ如くなるへし幸に歴世の天皇の中興聖主の遺緒を續き玉ふへしと雖も萬一輔弼の臣僚にして其私を濟さんため勅命を寫めて憲法を改正するか如きとい必ずしも之あしといふへからず去れば統治の大權により制定發布し玉へる此國家の大典も將來改正の場合に必ず帝國議會の議に付せらるゝとあされたるなるへし蓋し政治上容易よ國家の基本法を動かすへからざると是とする原則を推す時の提議を天皇に存留すると同しく評議を議會に委するの必要を視るべきなり。

之を「議付ス」とひひて協賛といひざるへ重きを天皇又存し帝國議會の同意承諾を求むるの形迹を避けたるものあるべし然れども帝國議會の之の改正に參決するは法律上必要な條件たるを失はざれば其結果に於て毫も異ある所あらざるべし。

又本憲法又法律はあるは一種特定の法令として決して普通政法學上の法律をいふ又非ず從て憲法を含むものに非ざる故ゆ第六條に於ける裁可の憲法に及ばず然くとも本條已に之を協賛といひざれば別に裁可といひざるも改正の決定の必ず勅裁ふ由るものと解すべきあり

さて之を議院の議事付したる後と雖も亦尋常法律案の議定ふ於けると同一の方法を用ゐるす是ふ於て下ふ掲くるの規程を與へたり亦議事を慎密ふして妄改を避くる政治上の理由も出てたり

第一開議々決ふ要する出席員の定率の三分一以上をると第四十六條の明言する所なり是れ法律案か於て豫算か於て其他の議案か於て共通の原則たり而して憲

法改正の議事よ於て之と例外を有し此定率を三分の一以上となしたり此總議員の法令を定めたる定員をもふとあるべしと臆測す

第三決定が必必要な同意者の定率は出席議員の過半數あると第四十七條の明言する所なり是れ亦齊しく各種の議案も適用すべし其適用すべくらるもの獨り本條の例外あり憲法の改正が於て必ず出席議員三分の一以上の同意を以てする非ざれば決議をあす可能であることを定められたり已む三分の一比より一人を欠くと雖も不可能なると勿論なれば議長の票決権あること勿論なるべし

ダイセー氏の憲法を分ちて堅硬 Inflexible と柔軟 Flexible の二種とし米國及び大陸諸國の憲法を堅硬憲法とし英國の憲法を以て柔軟憲法とせり蓋し英國よ於ては憲法は成典あらず憲法は他の法律と同一の位置を占め敢て法律の範圍を限定せるもの非ざるう故ふ學理上より又は他國の例より推して憲法の範囲に入るべき事柄おても改めて特殊の法律を以て規定するなど從て之を改正するも尋常一般の法律と同一

の手續より之となし苟も抵觸されば其晩出者を以て先出者の効力を壓ると憲法的法律と他の法律との間の曾て差別を置かず彼の選舉權擴張の如き愛蘭自治の如き實は憲法的法案あれども其討議は別ふ特種の方法に由らるると其常例たり去れり英國に於て國家の基本法たる憲法的法律を改正せんとすれば何時にも政府又は兩院の發議より尋常の制法手續を以て之をあすを得へく又他の法律を制定して其一部分或は大本法と犯すとあるも苟も後に出てたる以上は直ちに其部分だけの効力を大本法より奪ふべきあり

米國及び歐洲大陸の諸國に於ては全く之と事情を異ふし或は日を隔てゝ議決を再びし或は先づ發議したる議院を解散して改選を行ひ而して後之を付して討議せしめ或は聯邦多數の同意を以て發議し國會の外別は憲法會議を召集して之を議せしむる等尋常の制法と全く異なりたる手續を用ひ又開議を決する出席員及び賛同員の定率も尋常法律の制定と其軌を異ふしたり是れ法律を以て憲法を侵さしめる憲法は特

殊の手續ふ由るふ非されは改正する所能ハざる堅硬制たり

我憲法の堅硬制たるとい本條特ふ之を明言せり則ち憲法改正は特別の手續ふよるふ非されハ之を行ふと能ハス其表面ふ於てハ名けて憲法改正案といハスと雖も苟も憲法の條款に牴觸する議案即ち之を通過すれば其結果憲法の改正とあるものハ必ず本條により勅命を待ち特別の手續ふより議定すベシや明あり

又議院にして改正の意見を有する場合ハ上奏の動議ハより其リ決するに及びて改正案の提議と上奏するを得ヘシ議院ハ直ちに之を改正議案として議する能ハざるもの上奏案としてハ議するを得ヘキなり已ハ直ちハ議案として之を議する能ハズ改正案として提出されたる議案を議するハ於ても其論決ハ全く其改正の條項に止まり決して他の條項ハ連々すへからず連及するを欲すれハ改めて上奏をあし勅命を待つベシ但し提議の條項ハ付されてハ存廢修正何れふ出づるも不可なかるベシあり

今後此の憲法中の條項を改正すべき必要を生じたる時は特ふ勅

命を以て改正案を帝國議會の議に付せらるべ

此の場合に於て貴族院衆議院は各々其總議員數三分の一以上出席するよ非されハ改正に關する議事を開くとを得を出席の議員中三分の一以上の賛成を得されハ改正の議決をなすことを得す

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
本條ハ皇室典範と憲法との關係を規定したるものあり

皇室典範ハ憲法と同しく我國の大典たりと雖も其規定する所ハ一ふ皇室一家の事ふ止より國家の全体に及バズ臣民の權利ハ直接の關係あらざる故に其改正ハ帝國議會の議を経るを要せざると定めたるなり即ち皇室典範の改正手續ハ其第十二章第六十二條ハ存す今之を左に抄出す

將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密

顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

然れども若し議會の協賛を経るゝ要せざる皇室典範を改正し由て以て憲法の條規を變するを得るふ於てハ第一より立憲政治を立てたる本憲法の精神ふ違背し第二より前條改正の手續をして無効あらしむへし斯くてハ不都合の至あれハ本條第二項ふ憲法と皇室典範との關係を明示し他の法律ハ憲法の範圍ふ出つると能であると同しく皇室典範も亦憲法を侵すへからざると定めたり乃ち本條第一項ハ皇室典範の立憲法治國ふ於ける位置を定めて其憲法ふ對する間接の關係を規定し第二項ハ効力上直接の關係を規定したるものなり

されハ第二條に於ける皇位の繼承、第七條ふ於ける攝政の制置ハ共よ皇室典範の定むる所ふよるを勿論あれども「皇男子孫之ヲ繼承ス」とひ攝政ハ「天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ」といふう如き現ふ憲法正條の要部をあせるものハ皇室典範を以て之を改むへからざると論を俟たず

又茲に一個の疑問といふへきハ皇室典範の法律ふ對する効力あり例へハ皇室典範第五十條より「人民ヨリ皇族ニ對スル民事訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス」もあり然るに帝國議會う裁判所構成法案と議するより之と修正するとありとせば如何天皇の裁可を與へざるとを得ると雖も裁可ハ一箇法律の全体ふ對する處分ふして其中の一條一項を裁可し若くハ裁可せざると得へば非す則ち此の如き撞着を生したる時の皇室典範を改めんう將た法律を改めんう憲法の條款中ふ一も兩者の關係を明にするものあざを如何せんや

顧みハ皇室典範ハ公布せざるものなり公布せざるものハ臣民う法律上之を知るべき苦なきり故ふ右の條項の如きハ議員ハ之を知らざるものとし之を度外ふ置きて議決をなすを得へしとせんう皇室典範の改正ハ間接の法律と以て之を行ふよ至るへし本條固より「經ヘカラス」と規定したる非すと雖も議會の議を必要とする法律を以て皇室典範を改正するハ本條の精神非ざる如し解者感ふ

皇室典範を改正するには帝國議會より付て之と議せらるるを要
せす

皇室典範を改め由りて以て此の憲法に定めたる條規を變更する
ことを得す

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコト ヲ得ス

本條ハ攝政大權と行ふの例外として大典不磨の意義を擴めたるものなり

攝政ハ天皇の名ふ於て大權と行ふと第十七條の明定する所あれども皇位繼承攝政就任の順序其他皇室の大事ふ渉る規程を與ふる典範を改正し又國家の基本法たり從て攝政の權限を規定する憲法を改正するの大權までも之を攝政ふ一任するよ於てハ不磨の大典を輕する嫌あるのみあらず又幼冲ふ乗して僭竊を謀るの媒となるとなしとせず去れハ攝政を置く間いたどひ其發議の何人ふ發するふ論なく二大典を變更せざるを定則と/orあしたるあるべし

本條特ニ變更といふ其最終の決裁のみをも含むとなるべ去れば先帝の提案ニ係るものと雖も之に裁可を與ふること能はざるや勿論あり

憲法及び皇室典範ハ攝政を置くの間之を改正修補する所能はす
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラス此
憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條
ノ例ニ依ル

本條ハ我憲法の舊法令に於ける法系と示したるものあり

政府組織の基本ふ關する變更又二様あり曰く革命曰く改革革命との政府顛覆して主權者又ハ主權体の變するをいふ彼の英王惹迷斯ニ世々英國を退去し英民ク瑪利女皇及ひ維廉三世を迎へて王位ふ即りしめたるが如きハ實より英國政治の王室主權より國

會主權が移りたるものとして之を革命といふに誠ふ允當なり又佛國一千七百八十九年以後數次の革命の如き皆王政帝政と共和との轉換として何れも舊政府の法令を悉く廢絶したるものなり然を以て近世英伊澳諸國が憲法を發したるは決して舊政府を顛覆し主權の存する所と變したるふ非ず從來存在したる不文の憲法を基本とし之を新施設を加へて成文憲法をあしたるふ過ぎず之を國家基本法の改革といはんのみ我憲法の新定のものあれども其發布の固より國體を一變し政府を顛覆したるもの非す同一の主權者か其施用の條規を定め新機關を設置し之を併せて舊來存立せる不文法を編綴し以て一個の成典をあしたるふ過ぎを其法系舊法令と互に相聯屬し唯た其新法より法制よりいへゝ一個の改正たるふ過ぎを其法系舊法令と互に相聯屬し唯た其新法より抵觸する箇條のみ後法前法を廢する原則より其効力を失へども其他の部分は至りては悉く其効力を繼續すると勿論あり

然を以て我舊來の法令は悉く獨裁政治の下に發布したるものとして或は御沙汰とい

會主權ふ移りたるものふして之を革命といふ誠ふ允當なり又佛國一千七百八十九年以後數次の革命の如き皆王政帝政と共和との轉換ふして何れも舊政府の法令を悉く廢絶したるものなり然を以て近世泰伊澳諸國が憲法を發したるに決して舊政府を顛覆し主權の存する所と變したるふ非ず從來存在したる不文の憲法を基本とし之ふ新施設と加へて成文憲法とあしたるふ過ぎす之を國家基本法の改革といはんのみ我憲法の新定のものあれども其發布の固より國體を一變し政府を顛覆したる先の是非す同一の主權者か其施用の條規を定め新機關を設置し之ふ併せて舊來存立せる不文法を編綴し以て一個の成典をあしたるふ過ぎと其法系舊法令と互お相聯屬し唯た其新法より法制よりいへり一個の改正たるふ過ぎと其法系舊法令と互お相聯屬し唯た其新法より抵觸する箇條のみハ後法前法を廢する原則より其効力を失へども其他の部分は至りてハ悉く其効力を繼續すると勿論あり

然を以て我舊來の法令ハ悉く獨裁政治の下に發布したものふして或ハ御沙汰とい

ひ或ひ布告といひ或ひ布達といひ或ひ法といひ或ひ令といひ或ひ條例といひ或ひ規則といひ其名稱亦一定せず彼の公文式を定めてより以來法律勅令の區別と立てたきとも是を亦單か名稱を別ふするふ過ぎず其規定する事項の性質及び其制定の手續ふ於て毫も劃然たる區別を見ず去れば其名稱ふ拘泥して之をいふ時の憲法の各條ふ法律を以て規定すへしと定めたる事項ふ對して從來の法令ふ勅令其他の名稱ふて發布しわるものゝ憲法と矛盾するの觀あるへし然れども獨裁政治の時又發したる法令の法律規則命令其他何等の名稱を用ゐたるも渾て同一の効力を有し規則の法律を變更すへからずどう命令の規則を變更すへからずどういふか如き差別あらず從て其與ふる所の規程たゞ憲法ふ矛盾するとあくんゝ總て遵由の効力を有すへきなり

法令の系統已ふ此の如し政府が既ふ施行したる事項の總て効力を繼續モベし則ち政府が結びたる既定の契約又は下付したる命令ふして歲出上政府の義務ふ屬するものも亦憲法の新定を名として之を無効にすべからず乃ら本條第二項の其處分を定め第

ひ或ひ布告といひ或ひ布達といひ或ひ法といひ或ひ令といひ或ひ條例といひ或ひ規則といひ其名稱亦一定せず彼の公文式を定めてより以來法律勅令の區別と立てたを
とも是を亦單か名稱を別ふするふ過ぎず其規定する事項の性質及び其制定の手續ふ
於てハ毫も劃然たる區別を見ず去れば其名稱ふ拘泥して之をいふ時の憲法の各條ふ
法律を以て規定すへしと定めたる事項ふ對して從來の法令ふ勅令其他の名稱ふて發
布しわるものハ憲法と矛盾するの觀わるへし然れども獨裁政治の時又發したる法令
ハ法律規則命令其他何等の名稱と用ゐたるも渾て同一の効力を有し規則ハ法律を變
更すへからずどう命令ハ規則を變更すへからずどういふか如き差別あらず從て其與
ふる所の規程たゞ憲法ふ矛盾するとあくんハ總て遵由の効力を有すへきなり

法令の系統已ふ此の如し政府が既ふ施行したる事項ハ總て効力を繼續とべし則ち政
府が結びたる既定の契約又ハ下付したる命令ふして歲出上政府の義務ふ屬するもの
も亦憲法の新定を名として之を無効にすべからず乃ち本條第二項ハ其處分を定め第

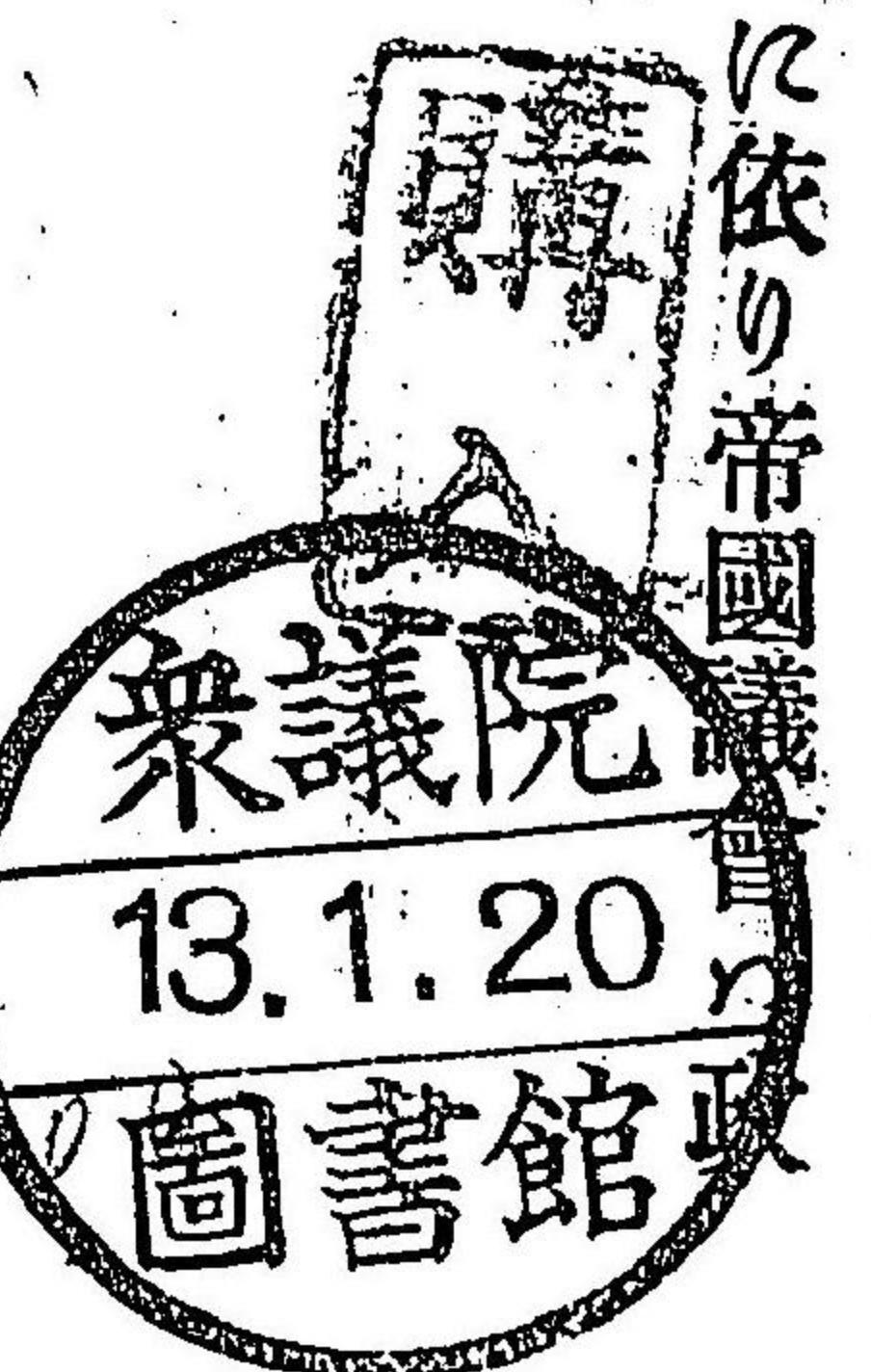
2330
88

35897

六十七條の例より帝國議會へ政府の同意なくして廢除削減すると能ひると定めたり歲出上政府の義務に屬する契約と/or 土木請負等にして命令と/or 郵船會社お對する保護金又は日本鐵道會社よ對する利子保証等をいふあり

現行の法令の法律規則命令其他何等の名稱を用ゐたるを問へず苟も其規定の條項にして此の憲法を抵觸せざる限りは總て舊の如く遵行の効力を有するものとす

現時既定の契約又は命令にして歲出上政府の義務に屬し國庫の負擔となるべきものは總て第六十七條の例に依り帝國政府の同意あくして削減廢除すること能はず



憲法義解 大尾

2320
88

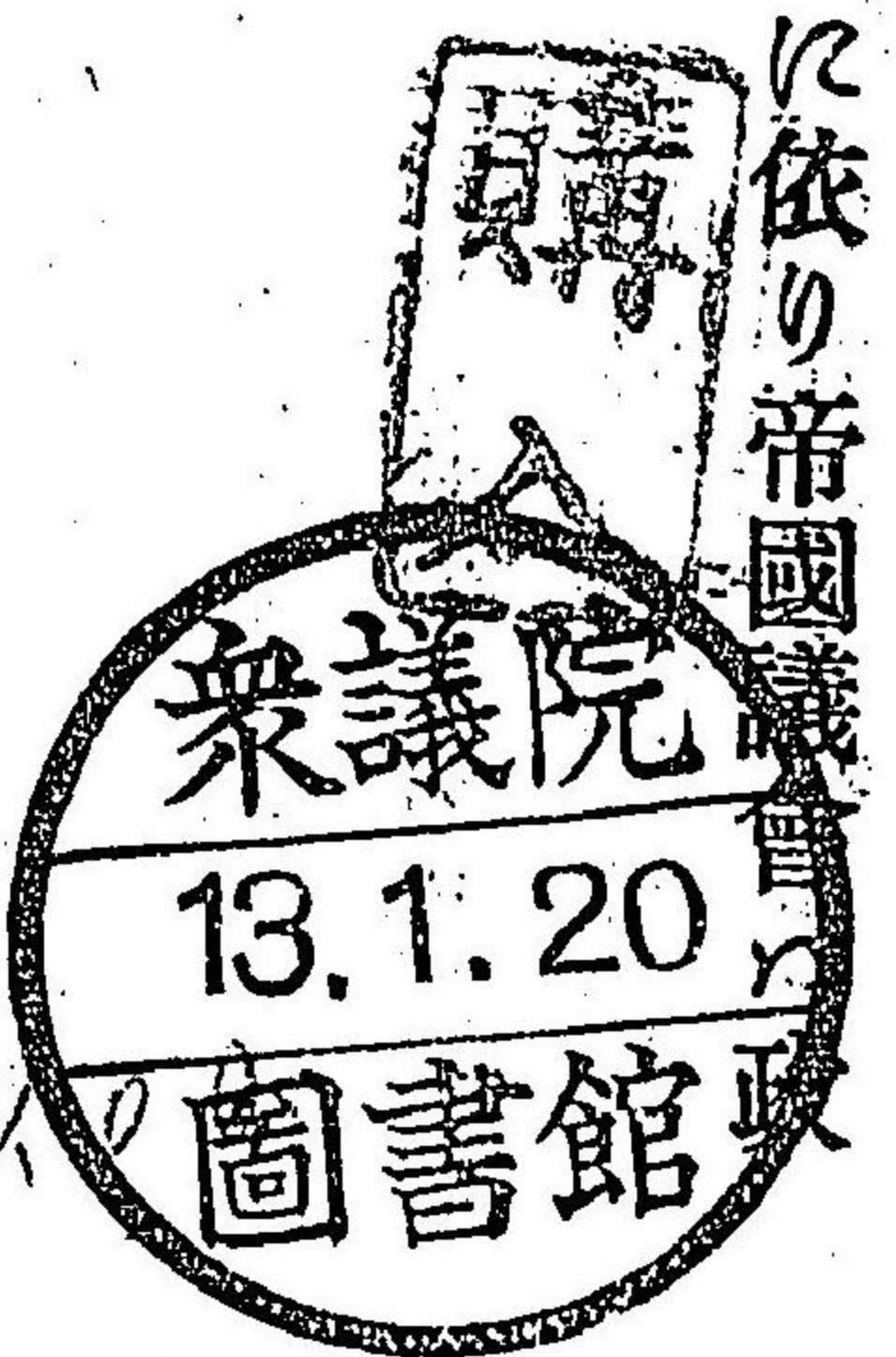
35897

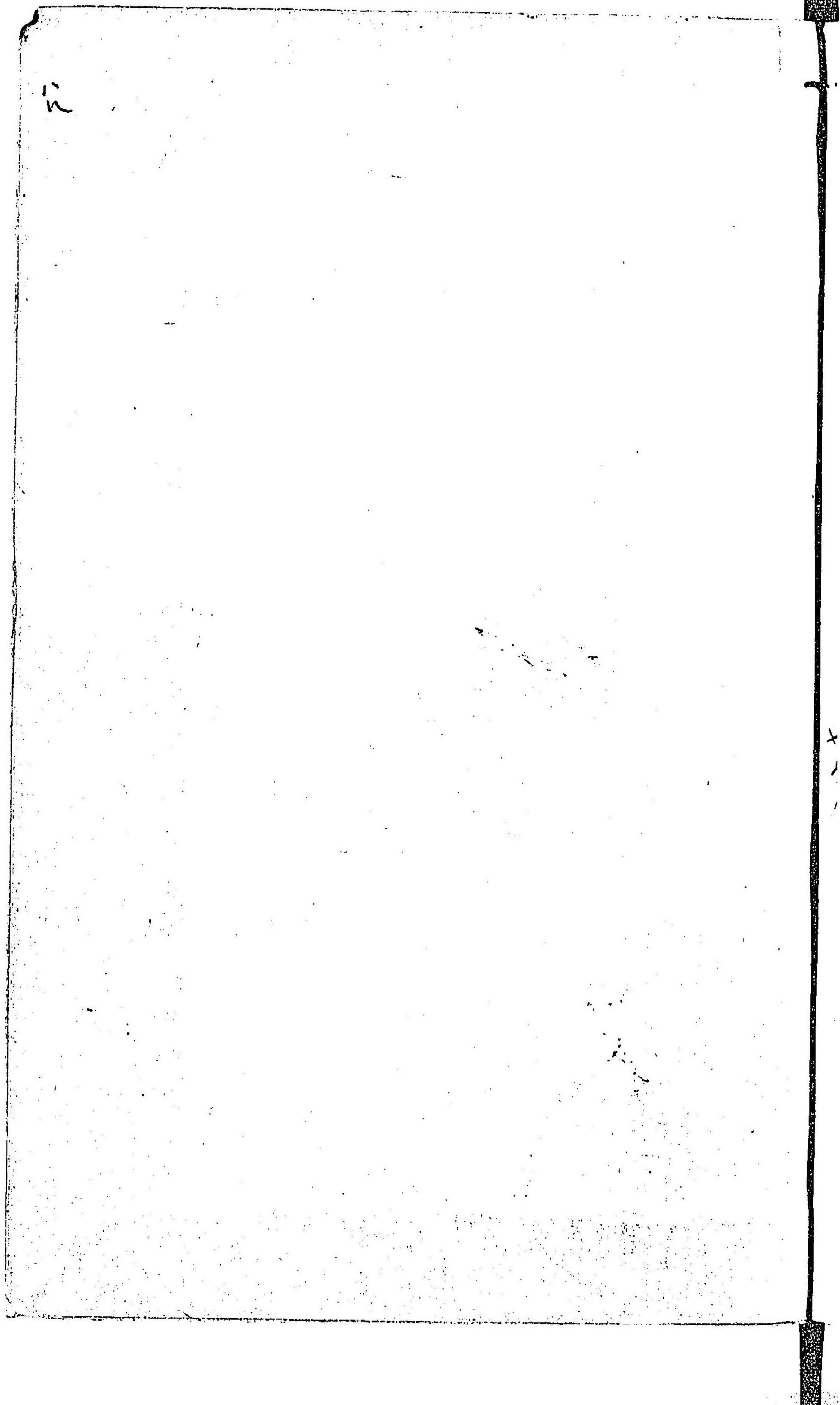
六十七條の例より帝國議會の政府の同意なくして廢除削減すると能ひると定めたり歲出上政府の義務に屬する契約とハ土木請負等にして命令との郵船會社ふ對する保護金又ハ日本鐵道會社よ對する利子保証等をいふあり

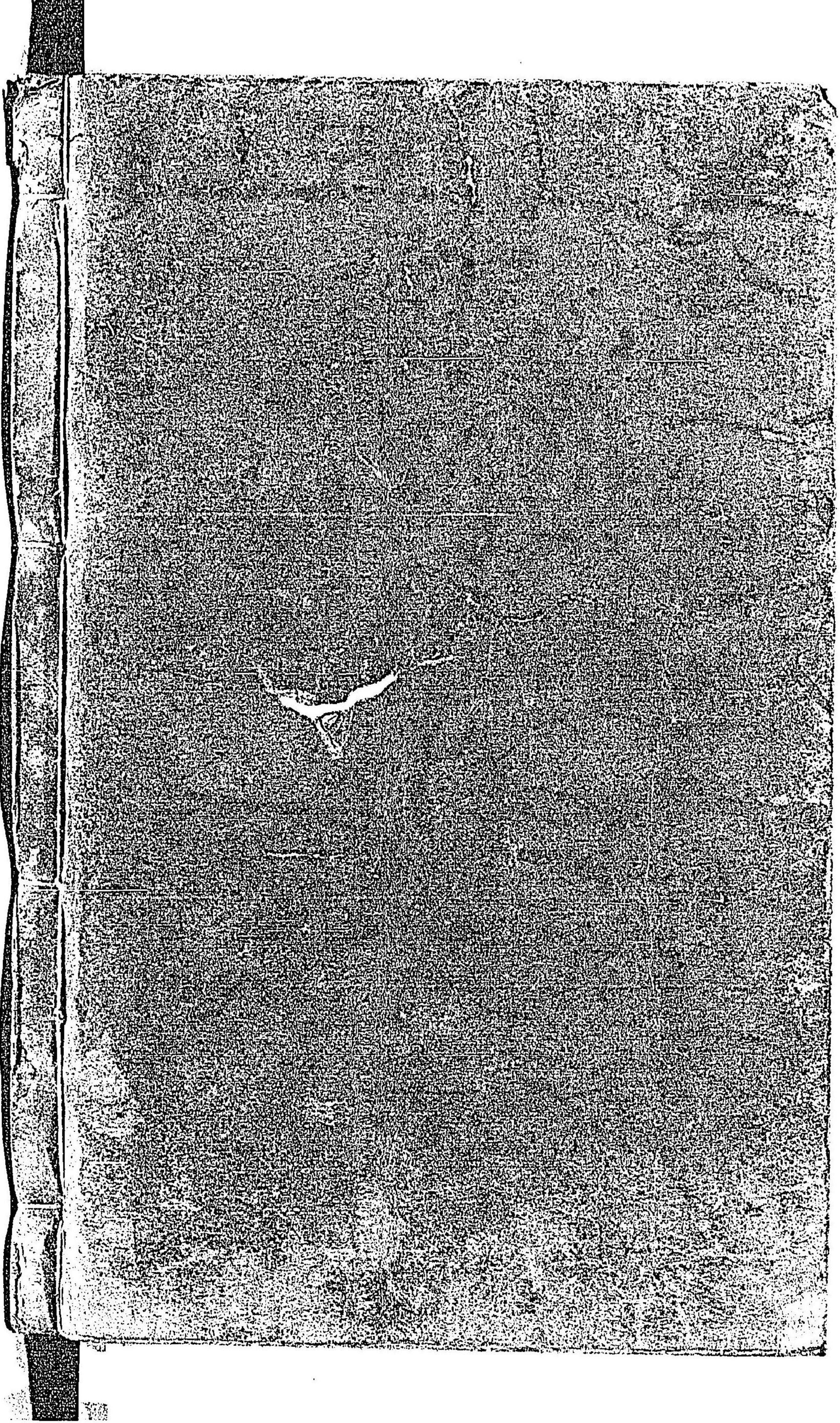
現行の法令ハ法律規則命令其他何等の名稱を用ゐたるを問へず
苟も其規定の條項にシテ此の憲法と抵觸せざる限りは總て舊の
如く遵行の効力を有するものとす

現時既定の契約又は命令にして歲出上政府の義務に屬し國庫の
負擔となるべきものは總て第六十七條の例に依り帝國議會の
府の同意あくして削減廢除すること能はず

憲法義解 大尾







特70

189

031484-000-0

特70-189

憲法義解

東京新報社

M22?

BBE-0083

